

井原市立井原小学校 いじめ問題対策基本方針			令和7年
いじめに関する現状と課題			
本校のいじめ認知件数は、昨年度は11件発生した。事案の解決に向けては、該当児童への指導を、担任だけでなくチームで関わったり、スクールカウンセラーと連携し、教育相談の手法をつかったアプローチをしたりしている。また、いじめ問題を全校で取り上げ、絶対に許されない行為であることの指導も行った。さらには、情報モラルについても総合的な学習の時間、道徳科、学級活動等を活用し、指導を行っている。 いじめの未然防止の取組を強化するために、教職員間での課題点の共有化や支え合う学級集団づくりなどを進め、開発的な生徒指導の取組を学校全体のものとしなければならない。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。			
いじめ問題への対策の基本的な考え方			
・学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導委員会のメンバーの他に特別支援教育コーディネーターや養護教諭も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。 ・いじめの未然防止に向け、児童の自発性や自主性をはぐくみ主体的に活動できる取組を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や自己存在感、充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。 ・いじめの早期発見のために、年2回の教育相談週間と連携してアンケートを実施し、得られた情報について教職員間で共有を図り、問題解決に当たる。 <重点となる取組> ・ミニ集会、人権集会等において児童会が実施する取組を支援し、児童相互のつながる力を高め、トラブルを自分たちで解決しようとする意識の高揚を図る。 ・いじめの構造や解決への対応など、現代の課題に即した指導法について、教職員研修を実施する。 ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、全学年の児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。			
保護者・地域との連携		学 校	
<連携の内容> ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学級懇談を活用して、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やゲームの通信機能、スマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。 ・学校便りやPTA便りに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。		いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案へ <対策委員会の開催時期> ・年3回 ・緊急を要する場合 <構成メンバー> ・校外 カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長 等 ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭 等 全教職員	
		関係機関等との連携	
		<連携機関名> ・県教育委員会 ・市教育委員会 <連携の内容> ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・井原警察署 <連携の内容> ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催 <学校側の窓口> ・生徒指導主事	
学 校 が 実 施 す る 取 組			
① いじめの防止	(教員研修) ・岡山県総合教育センターの「校内研修パッケージ」を活用し、不登校やいじめ、暴力行為等を生まないための学校づくりに向けた生徒指導の進め方や課題について学ぶ研修を行う。 ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社等から講師を招聘し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 (児童会活動) ・縦割り班遊びやミニ集会、「人権集会」等児童自らが考え企画する、いじめ防止と人権意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年に応じて1時間 行う。(特に、ゲーム機に付いているメール機能の利用について考えさせる。) ・月に1度生徒指導委員会を行い、各学年から気になる事案や児童について報告し合い共通理解しながらいじめの予防・早期発見早期対応に努める。		
② 早期発見	(実態把握) ・児童の実態把握のために、年2回の教育相談週間と連携してアンケートを実施し、その後教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・学級内の人間関係を的確につかむことができるようにQ-U等を活用し、望ましい学級集団づくりにつなげる。 ・小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確にに関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。 (相談体制の確立) ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声をかけ、児童と教員の信頼関係をつくと共に、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があった場合、記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。		
③ 早期対応	(いじめの有無の確認) ・本校児童が、いじめを受けているとの通報を受けたりその可能性が明らかになったりしたときは、速やかはいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。		